

株主各位

東京都渋谷区渋谷一丁目 15 番 8 号

株式会社 ハンズ

代表取締役社長 長島 宏

第 36 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 36 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.kkhands.co.jp/ir.html>

また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「ハンズ」または、「コード」に「5077」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026 年 9 月 28 日（月曜日）午後 5 時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 29 日（火曜日）午後 1 時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目 15 番 8 号 宮益 O.N ビル 3 階
当社本社会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第 36 期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
議 案 剰余金処分の件
4. その他
議決権行使書の郵送による事前の議決権行使において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思 表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

(お願い) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

2025 年 7 月 1 日から
2026 年 6 月 30 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①経済状況

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続や実質賃金の伸び悩みによる個人消費への影響に加え、中東情勢やウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクの高まりによる資源価格の変動や物流への影響、各国の金融・通商政策の動向などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

②業界動向

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も回復基調にあります。一方で、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫に加え、時間外労働の上限規制適用に伴う労働力不足や工期の長期化、少子高齢化による慢性的な人手不足の深刻化など、厳しい事業環境が続いております。また、中東情勢の影響による資材供給の遅延・停滞リスクについても引き続き注視が必要な状況にあります。

③当社の状況

当社では、人材の確保・育成・定着を重要課題と位置付け、採用活動の強化やSNS等を活用した情報発信、定着施策の推進に努めるとともに、大型案件や長期継続案件、高付加価値案件の受注拡大、価格適正化及び業務効率化を推進し、収益基盤の強化に取り組みました。

しかしながら、大型現場の工事完了や工期進捗の遅れ、大型案件の切り替え時期などの影響等による受注量の減少により、一時的に稼働率が計画を下回りました。また、中東情勢等の影響による施工スケジュールの変更や工程遅延、受注時期のずれなども重なったこと、スタッフ人員増強に伴う労務費等が増加したことから、売上高、利益ともに前事業年度を下回りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,242,130千円（前年同期比4.9%減少）、営業利益は186,551千円（前年同期比53.3%減少）、経常利益は199,849千円（前年同期比50.6%減少）、当期純利益は137,494千円（前年同期比52.0%減少）となりました。

(i) 業績

(単位：千円)

	第 35 期	第 36 期	対前期増減額	対前期増減率
	2025 年 6 月期	2026 年 6 月期		
売上高	3,409,741	3,242,130	△167,611	△4.9%
営業損益	399,367	186,551	△212,815	△53.3%
経常損益	404,631	199,849	△204,781	△50.6%
税引前当期損益	404,876	195,339	△209,536	△51.8%
当期純損益	286,541	137,494	△149,046	△52.0%

(ii) 当期のセグメント別の状況

(単位：千円)

	売上高	対前期増減率	営業損益	対前期増減率
揚重事業	2,372,417	△3.6%	400,280	△25.8%
リペア事業	667,338	1.5%	93,431	△9.7%
工事事業	202,373	△30.7%	3,773	△93.0%
セグメント計	3,242,130	△4.9%	497,485	△28.6%
調整額 (注)	—	—	△310,933	—
合計	3,242,130	△4.9%	186,551	△53.3%

- (注) 1. 営業損益の調整額△310,933 千円は、各セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に各セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. 営業損益の合計は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

④当期の施策

揚重事業では、大型一括揚重現場の確保に加え、新築工事のみならず改修工事案件の増加により稼働拡大を図りました。また、夜間作業を伴う高単価案件や長期継続案件の受注確保にも注力し、安定的な受注及び稼働の確保に努めました。

しかしながら、大型現場における工期の遅延や、中東情勢等の影響による資材供給の停滞を背景として、新規開始予定現場の工程延期や大型現場の本格稼働時期の後ろ倒しが発生したほか、一部案件の受注時期のずれなども重なり、計画していた稼働水準を確保できず、売上高・利益ともに前年同期を下回りました。また、スタッフの人員増強に伴う労務費の増加に加え、人員確保のための採用関連費用および夏季の熱中症対策等に係る費用の増加が利益を圧迫する要因となりました。

リペア事業では、揚重事業で受注した大規模再開発現場への営業活動を強化するとともに、顧客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することで、適正な価格設定を実現しました。新築戸建ての受注は減少傾向にありましたが、リフォーム案件や集合住宅関連の受注が増加したほか、既存顧客への営業活動の強化や東海・関西エリアにおける新規案件の受注獲得に努めた結果、売上高の増加につながりました。

一方で、人員確保に向けた採用活動の強化により応募者数は好調に推移したものの、受注量の増加に対して人員の確保が追いつかず、繁忙期（1月～3月）には受注対応が一部困難な状況となりました。また、採用活動の強化に伴う採用費の増加に加え、中東情勢の影響による補修材料の供給不足や材料価格の上昇が利益を圧迫する要因となりました。

工事業では、再生可能エネルギーの普及拡大を背景に、戸建て住宅における太陽光発電の設置や断熱、省エネルギー関連の施工案件工事が増加しております。一方で、施工技術者や協力業者の不足により、施工遅れによる工期の遅延が発生するなど施工体制の確保が業界全体の課題となっています。

こうした市場環境を踏まえ、当社は収益力の強化に向け、防振工事・防音工事・断熱工事の受注拡大に注力するとともに、請負範囲の拡大による付加価値の向上や価格設定の見直しに取り組んでまいりました。

しかしながら、防振工事・防音工事分野において主要顧客からの受注が減少したことに加え、人員確保が計画どおり進まず、十分な施工体制を構築できなかったことから、当該分野の売上高は減少いたしました。また、受注減少に伴う稼働率の低下も影響し、売上高、利益ともに前年同期比を下回る結果となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の状況

(単位：千円)

設備の種類	事業セグメント	金額
建物	全社共通	260
建物	揚重事業	190
工具器具備品	全社共通	6,166

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建設業界におきましては、公共投資や老朽化したインフラ整備等を中心に底堅い需要が見込まれるものの、世界経済を取り巻く不確実性の高まりを背景として、民間設備投資や民間建設需要の動向には留意が必要な状況にあります。また、エネルギー価格や建設資材価格の高止まりに加え、労務需給の逼迫等による労働力不足や労務費の上昇により、事業環境は引き続き厳しい状況で推移するものと予想されます。

このような状況の中、当社におきましては、「営業活動の強化」及び「人材の確保・育成・定着」を重要課題として取り組んでまいります。

営業面においては、市場環境の変化を踏まえた成長分野への対応を強化するとともに、協力会社との連携強化や施工体制の充実を図り、大型案件の受注拡大に努めてまいります。また、既存顧客との関係強化を通じてリピート受注の拡大を推進し、安定的な受注基盤の構築を進めてまいります。

人材面においては、採用活動の強化や現場環境の改善、教育・育成体制の充実により、スタッフの定着率向上と施工能力の強化に取り組んでまいります。特に、気候変動の影響による猛暑や自然災害リスクの高まりを踏まえ、空調服の導入をはじめとした安全対策や労働環境の改善、作業負荷の軽減を推進し、スタッフの安全確保と働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

さらに、AIをはじめとするデジタル技術の活用を推進し、営業活動の効率化や人員配置の最適化、現場管理業務及び管理部門における業務効率化並びに内部管理体制の強化を進めることで、生産性向上に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

①安全性の強化

建築現場におきましては、常に安全第一を考え現場で働く人の命と健康を守ることが最も重要なことです。当社におきましても、労働災害を発生させてしまうと、安全管理体制に対し顧客の信用が損なわれ、業績にも多大な影響を及ぼしかねません。

当社は、労働災害につながるリスク軽減措置として、次のような対策を実施し安全性の強化に取り組んでおります。今後も全社員・スタッフの安全に対する意識を高め、無事故無災害を目指しています。

- ・安全衛生大会の開催

年1回、全員の安全意識高揚を目的に開催

- ・安全パトロールの実施

年間計画を定め、経営幹部や担当社員が安全パトロールを実施し、現場の安全状況を確認・評価

②人材の確保と育成

建設業界では、技術労働者の不足により人材の確保が一層困難な状況が続いています。当社は、人材を重要な経営資源と位置づけ、持続的な成長のためには優秀な人材の確保と育成を最重要課題として認識しています。人手不足が深刻化する中で、定着率の向上を図るべく、社会保険の加入徹底や福利厚生充実など、働き方改革にも積極的に対応し、採用応募者の増加に努め、今後も優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。

③内部管理体制の強化

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長が実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

④営業力の強化に向けた戦略的な取り組み

当社の営業拠点は、東京都を中心とした関東エリア、宮城県を中心とした東北エリア、大阪府を中心とした関西エリア、愛知県を中心とした東海エリア、そして福岡県を拠点とする九州エリアに広がっています。今後も人口が集中する都市部に拠点を展開し、人材の確保・育成と併せて、建設業界におけるニーズの的確な取り込みを図ってまいります。営業企画力のさらなる強化にも注力し、効率性と成果を両立する営業スタイルの構築を通じて、持続的な業容拡大を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第33期	第34期	第35期	第36期
	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
売上高(千円)	2,544,994	2,774,952	3,409,741	3,242,130
経常利益(千円)	135,067	212,519	404,631	199,849
当期純利益(千円)	98,904	150,276	286,541	137,494
1株当たり当期純利益(円)	247.26	375.69	716.35	343.74
純資産(千円)	1,200,524	1,330,801	1,600,711	1,726,290
総資産(千円)	1,606,055	1,831,139	2,230,904	2,183,288
1株当たり純資産(円)	3,001.31	3,327.00	3,993.36	4,287.09

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2026年6月30日現在)

事業セグメント	主要な事業の内容
揚重事業	建築現場で材料・資材の搬入 揚重センターを設置し大規模現場での資材搬入全般一括請負
リペア事業	住居やオフィスの内装材、金属製品のキズ補修 什器、家具、建具等の補修、塗装 住宅における各種検査業務
工事業	防振・防音等各種施工、鉄骨建方、 ホームドア新設・保守点検工事 アルミニウム組立施工

(8) 主要な営業所(2026年6月30日現在)

本社		東京都渋谷区	
営業所等	営業所	仙台営業所	宮城県仙台市
		大阪営業所	宮城県仙台市
	出張所	仙台泉出張所	栃木県宇都宮市
		宇都宮出張所	埼玉県さいたま市
		大宮出張所	千葉県柏市
		柏出張所	千葉県千葉市
		千葉出張所	東京都立川市
		立川出張所	神奈川県海老名市
		海老名出張所	静岡県静岡市
		静岡出張所	愛知県名古屋
		名古屋出張所	大阪府大阪市
		福岡出張所	福岡県福岡市
	研修所	町田研修所	神奈川県相模原市
		北越谷研修所	埼玉県越谷市

(9) 従業員の状況(2026年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81(579)名	7(13)名	34.69歳	9.62年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、登録スタッフ)は、平均人員を()に外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員のみで算定しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(2026年6月30日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,600,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 400,000 株 |
| (3) 株主数 | 4 名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	出資比率
株式会社 エヌズ	212,000	53.00%
長島 宏	185,900	46.48%
長島 莉都子	2,000	0.50%
マルコー株式会社	100	0.03%

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

- (2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2025年1月30日
新株予約権の数	15,000 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,000 株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,750 円
新株予約権の行使期間	自 2027年2月15日 至 2035年1月13日
主な行使の条件	(注)
役員の保有状況	取締役…2人 (社外取締役を除く)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ 新株予約権(租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む。)の行使に係る年間(1月1日から12月31日まで)の権利行使価額(租税特別措置法第29条の2第1項但

書及び同項 2 号において定められた権利行使価額をいう。) の合計額が 1,200 万円を超えないこと。

- ⑤ 権利行使により取得する普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される取得者名義の振替口座簿への記載若しくは記録がされること。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2026 年 6 月 30 日現在)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	長島 宏	株式会社エヌズ 代表取締役社長
専務取締役	鈴木 新	管理本部担当
取締役	鈴木 直人	事業本部担当
取締役 (非常勤)	黒石 涼	未来創造弁護士法人 経営企画室長 株式会社未来創造コンサルティング 取締役 株式会社ジーク 代表取締役社長
監査役	鬼沢 正典	
監査役 (非常勤)	丸山 登	ぶらっとホーム株式会社 監査役 (非常勤) 株式会社エー・エス・ディ 監査役 (非常勤)
監査役 (非常勤)	田崎 裕史	税理士 ベネフィット税理士法人 代表社員 ベネフィットグループ株式会社 代表取締役社長 ライフアン工業株式会社 社外取締役 東西産業貿易株式会社 社外取締役 丸市株式会社 社外監査役 (非常勤) 合同会社田崎商会 代表社員 合同会社北辰エステート 代表社員
監査役 (非常勤)	坂本 暢子	株式会社 JAL ナビア 人材開発室シニアスペシャリスト

- (注) 1. 取締役のうち、黒石涼氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち鬼沢正典、丸山登、田崎裕史、坂本暢子の各氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. 監査役丸山登氏は、前職において管理業務に長年従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田崎裕史氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役坂本暢子氏は、前職において管理業務に長年従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	4 (1)	69,375 (2,800)	54,500 (2,400)	9,100 (400)	5,775 (一)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	17,600 (17,600)	15,200 (15,200)	2,400 (2,400)	— (一)

- (注) 1. 取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給与は、支払っておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度において費用計上された額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項(2026年6月30日現在)

(i) 社外役員の兼任状況(他の会社の業務執行者または社外役員である場合)

区分	氏名及び地位	兼任先及び兼任内容
取締役	社外取締役 黒石 涼	未来創造弁護士法人 経営企画室長 株式会社未来創造コンサルティング 取締役 株式会社ジーク 代表取締役社長
監査役	社外監査役 丸山 登	ぷらっとホーム株式会社 監査役(非常勤) 株式会社エー・エス・ディ 監査役(非常勤)
	社外監査役 田崎 裕史	ベネフィット税理士法人 代表社員 ベネフィットグループ株式会社 代表取締役社長 ライフアン工業株式会社 社外取締役 東西産業貿易株式会社 社外取締役 丸市株式会社 社外監査役(非常勤) 合同会社田崎商会 代表社員 合同会社北辰エステート 代表社員
	社外監査役 坂本 暢子	株式会社 JAL ナビア 人材開発室シニアスペシャリスト

(注) 取締役黒石涼、監査役丸山登、田崎裕史、坂本暢子の各氏の上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(ii) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名及び地位	主な活動状況
取締役	社外取締役 黒石 涼	当期に開催した取締役会 21 回のうち 21 回出席しております。取締役会では、必要に応じ、主に人材採用分野の知見・経験及び他社における経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。さらに、取締役として経営トップとの意見交換を実施し、当社運営に多大な貢献がありました。
監査役	社外監査役 鬼沢 正典	当期に開催した取締役会 21 回のうち 21 回出席しております。取締役会では、必要に応じ、主に上場企業で長年培った豊富な経験と知見を活かした観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。さらに、監査役として経営トップとの意見交換を実施するとともに、当社に対しヒアリングを定期的に行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
	社外監査役 丸山 登	当期に開催した取締役会 21 回のうち 21 回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、主に上場企業で長年培った豊富な経験と知見を活かした観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。さらに、監査役として経営トップとの意見交換を実施するとともに、当社に対しヒアリングを定期的に行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。
	社外監査役 田崎 裕史	当期に開催した取締役会 21 回のうち 21 回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、主に税理士としての専門的観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。さらに、監査役として経営トップとの意見交換を実施し、当社運営に多大な貢献がありました。
	社外監査役 坂本 暢子	就任後、当期に開催した取締役会 6 回のうち 6 回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、主に上場企業で長年培った豊富な経験と知見を活かした観点から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。さらに、監査役として経営トップとの意見交換を実施するとともに、当社に対しヒアリングを定期的に行っております。有益なアドバイスをいただき、当社運営に多大な貢献がありました。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,400 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,400 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備のため、次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、取締役会規程に基づき定期的開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

② 監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

- ③内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかを監査する。その監査結果は、定期的に代表取締役へ報告する。
- ④コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
- ⑤コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ⑥内部通報規程を制定し、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ⑦管理本部長をコンプライアンス実施統括責任者として選任し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を毎月の経営会議で実施する。
- ⑧反社会的勢力対策規程を制定し、組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、法令、文書管理規程等によって保存部署および保存期限を定め、適切に保存および管理を行う。
 - ②取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、毎月の経営会議で各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
 - ②危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
 - ②取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③当社は、経営会議を毎月1回定期的に開催し、様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
 - ②補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
 - ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役会の同意を得るものとする。
- (f) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
 - ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、または取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。

- ②取締役および使用人は、法令に違反する事案、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報規程による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。
- (g) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。
- (h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (i) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役会には、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- ②監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- ③監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通及び意見交換を実施する。
- ④監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
- ⑤監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑥監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (j) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針書・基本手続書を策定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ①「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組む。
- ②「反社会的勢力に対する基本方針」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、社内外に宣言するとともに、社内では適宜研修等を行い周知徹底する。
- ③反社会的勢力の排除を促進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求防止責任者を選任する。
- ④取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ⑤反社会的勢力の該当有無のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ⑥反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された上記基本方針に基づき、業務運営体制および財務報告に係る内部統制の整備・運用を行っております。

(a) 取締役の職務執行について

取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、重要事項の決定および取締役の業務執行の監督を行っております。また、所属長以上で構成される経営会議を毎月1回開催し、重要な業務執行に関する協議を行うことで、業務の適正性および効率性の確保に努めております。

(b) 監査役の職務執行について

監査役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、各部門へのヒアリングや代表取締役、取締役、監査法人との定期的な情報交換を通じて、取締役の職務執行状況を適切に監査しております。

(c) コンプライアンス・リスク管理について

経営会議では、各部門よりコンプライアンスおよびリスクに関する報告を毎月受け、重要な事項については必要な協議・対策を実施しております。これにより、コンプライアンス意識の浸透とともに、リスクの早期発見および未然防止に取り組んでおります。

以上のご報告は、次の方法により記載しております。

千円単位の記載金額は、千円未満切捨てにより表示しております。

貸借対照表

2026 年 6 月 30 日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	1,820,690	【流動負債】	373,552
現金及び預金	1,210,100	買掛金	1,934
売掛金	560,553	未払金	226,694
原材料及び貯蔵品	9,066	未払費用	14,540
前払費用	17,544	前受金	14,755
未収還付法人税等	11,517	預り金	30,567
その他	12,409	未払消費税等	32,234
貸倒引当金	△ 501	賞与引当金	48,026
【固定資産】	362,598	その他	4,799
有形固定資産	13,535	【固定負債】	83,445
建物	14,743	退職給付引当金	42,240
車両運搬具	9,013	資産除去債務	11,833
工具器具備品	11,207	長期未払金	29,370
減価償却累計額	△ 21,427	負 債 合 計	456,998
無形固定資産	2,916	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	166	【株主資本】	1,714,836
ソフトウェア仮勘定	2,750	資本金	10,000
投資その他資産	346,146	利益剰余金	1,704,836
投資有価証券	204,569	利益準備金	2,500
差入保証金	18,129	その他利益剰余金	1,702,336
破産更生債権等	1,250	繰越利益剰余金	1,702,336
長期前払費用	143	【新株予約権】	11,453
保険積立金	77,305		
繰延税金資産	44,430		
その他	1,566		
貸倒引当金	△ 1,250	純 資 産 合 計	1,726,290
資 産 合 計	2,183,288	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,183,288

損 益 計 算 書

2025 年 7 月 1 日から

2026 年 6 月 30 日まで

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	
【売上高】		3,242,130
【売上原価】		2,518,114
売上総利益		724,015
【販売費及び一般管理費】	537,463	537,463
営業利益		186,551
【営業外収益】		
受取利息	2,959	
有価証券利息	6,329	
助成金収入	1,638	
預り金取崩益	1,941	
その他	869	13,738
【営業外費用】		
雑損失	439	439
経常利益		199,849
【特別利益】		
固定資産売却益	15	15
【特別損失】		
減損損失	4,526	4,526
税引前当期純利益		195,339
法人税、住民税及び事業税	53,109	
法人税等調整額	4,735	57,844
当期純利益		137,494

株主資本等変動計算書

2025 年 7 月 1 日から

2026 年 6 月 30 日まで

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越 利益剰余金		
当期首残高	10, 000	2, 500	1, 584, 842	1, 587, 342	1, 597, 342
当期変動額					
剰余金の配当			△20, 000	△20, 000	△20, 000
当期純利益			137, 494	137, 494	137, 494
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	117, 494	117, 494	117, 494
当期末残高	10, 000	2, 500	1, 702, 336	1, 704, 836	1, 714, 836

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,368	1,600,711
当期変動額		
剰余金の配当		△20,000
当期純利益		137,494
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,085	8,085
当期変動額合計	8,085	125,579
当期末残高	11,453	1,726,290

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社員退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 揚重事業

揚重事業では、施工業者が発注し運送業者によって届けられた各種資材を、指定した場所まで搬入・運搬する作業の請負サービスを履行義務としております。これらの履行義務については、各種資材搬入作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

(2) リペア事業

リペア事業では、建物完成前の最終工程で傷や不具合が発生した部材を交換することなく、技術を備えたスタッフが補修材を使用して修復する作業を履行義務としております。これらの履行義務については、顧客から請負った補修作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

(3) 工事事業

工事事業では、ハウスメーカーの建方工事、防振・防音・防水工事、断熱工事など、各種施工作業を履行義務としております。これらの履行義務については、顧客から請負った施工作業の役務提供が完了し検収されることにより充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「助成金収入」は239千円であります。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 44,430千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当社の繰延税金資産は、将来減算一時差異が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済み株式の種類及び総数

普通株式 400,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の総数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	利益剰余金	50	2025年6月30日	2025年9月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	利益剰余金	50	2026年6月30日	2026年9月30日

4. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 期末	
第1回ストック・オプションと しての新株予約権 (2025年1月30日発行決議)	普通株式	21,000	—	—	21,000	—
合計		21,000	—	—	21,000	—

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	17,015千円
長期末払金	10,406千円
退職給付引当金	14,965千円
未払事業税等	156千円
未払事業所税	1,700千円
資産除去債務	4,192千円
株式報酬費用	4,058千円
その他	5,813千円
繰延税金資産小計	58,307千円
評価性引当額	△10,627千円
繰延税金資産合計	47,680千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,576千円
未収還付事業税等	△1,274千円
その他	△398千円
繰延税金負債合計	△3,249千円
繰延税金資産の純額	44,430千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については内部留保金による方針であります。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が入居している事務所や出張所の不動産賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会等において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

差入保証金については、不動産賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位で支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	18,129	15,379	△2,750
投資有価証券 満期保有目的の債券	204,367	201,308	△3,059
資産計	222,497	216,687	△5,809

(※) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
上場株式	202

(注) TOKYO PRO Market に上場している株式が202千円含まれておりますが、極端に流動性が低いいため、市場価格のない株式等に含めております。

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
差入保証金	47	1,493	15,937	652
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	100,000	—	100,000
資産計	47	101,493	15,937	100,652

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	15,379	—	15,379
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	201,308	—	201,308
資産計	—	216,687	—	216,687

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引相場とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	4,287.09	円
(2)	1株当たり当期純利益金額	343.74	円

VIII. 収益認識に関する注記

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び会計監査人からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月20日

株式会社 ハンズ 監査役会
社外監査役（常勤） 鬼沢 正典

社外監査役 丸山 登

社外監査役 田崎 裕史

社外監査役 坂本 暢子

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 18 日

株式会社ハンズ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桑原 桂子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ハンズの 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 36 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

第36期の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも努めまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、50円00銭
配当総額 20,000,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月30日

以 上